

平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金交付要綱（共同開発支援事業）

（目的及び交付）

第1条 公益財団法人山形県産業技術振興機構（以下「機構」という。）は、本県における有機エレクトロニクス関連産業の集積を図るため、山形大学と有機エレクトロニクス産業に関する共同開発を行う企業を支援する事業に対して、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助金の対象事業及び経費）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び事業実施主体は、別表1に定めるものとし、補助対象となる経費は当該事業を行うために必要な経費であって別表2に掲げるものとする。

（交付申請）

第3条 補助金の交付申請は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の条件）

第4条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、第2条に規定する補助対象経費の経費区分ごとの配分額の10分の2以内の増減とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定によりあらかじめ機構の承認を受けようとするときは、次のとおり承認申請書を提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容の変更 事業計画変更承認申請書（様式第2号）
- (2) 補助事業の中止又は廃止 事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

4 規則第7条第1項第2号の規定により機構の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

（状況報告に係る審査等）

第5条 機構は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

(補助事業等実績報告)

第6条 補助事業の実績報告書(様式第5号)の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して14日以内又は平成31年3月6日のいずれか早い日までとし、次の書類を添付して提出することとする。

- 2 補助事業者等は、実績報告書の提出に当たり、第3条第2項ただし書きの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告(様式第6号)しなければならない。

(概算払)

第7条 機構は、必要と認めるときは、補助金を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第7号)を機構に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第8条 補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具を機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を機構に納付した場合、若しくは減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は当該耐用年数の範囲内で別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者等が前項に規定する承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第8号)を提出してあらかじめ機構の承認を受けなければならない。
- 3 機構は、前項の承認をした補助事業者等に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより、補助事業者等に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日より施行する。

別表1（補助対象事業）

事業区分	事業内容	実施主体	実施主体への補助率	実施主体への補助上限額
共同開発への支援	<p>企業と山形大学が、有機エレクトロニクス産業に関する実用的な製品や技術の共同開発を行う場合に、当該企業に対して共同開発費の一部を支援することにより、地域での実用化・事業化を促進するもの。</p> <p>なお、本事業を実施する企業は、平成35年度末（2024年3月末）までに本事業の成果の事業化により、県内での付加価値増加及び雇用増加に取り組むものとする。</p>	<p>県内に本社のある企業（以下「県内企業」という。）</p> <p>ただし、備考に掲げる条件を満たす場合、県外に本社を有する企業（以下「県外企業」という。）を県内企業とみなすものとする。</p>	1/2（県内企業以外の企業にあつては、1/3）	1,500千円

備考 次のいずれかの条件を満たす場合、県外企業を県内企業とみなすものとする。

- ・ 県内に登記された事業所を有する県外企業が、当該事業所において本事業を実施する場合
- ・ 補助翌年度までに、山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター内又はその近隣地域に、新たに登記された事業所（研究所など）を開設し、社員3名以上を常勤（補助翌年度から少なくとも5年間は3名以上を常駐させること）させる場合

別表2（補助対象経費）

事業区分	対象経費
共同開発への支援	<p>本事業に応募する企業が共同開発費として山形大学に納付した経費のうち、本事業に係る経費として山形大学が執行管理する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 共同開発に要する材料費や消耗品費 (2) 共同開発に要する光熱水費 (3) 共同開発に要する設備や研究開発室の使用料 (4) 共同開発に必要な不可欠な設備備品費 (5) 共同開発に必要な不可欠な外注加工費（ただし、開発に要する経費の全部又は開発の根幹部分を外注することはできない。） (6) 共同開発に必要な不可欠な指導等受入費及び評価委託費（ただし、山形大学に属する研究者からの指導及び山形大学における評価試験等に要する経費を除く。） (7) その他共同開発に必要なと認められる経費

公益財団法人山形県産業技術振興機構
理事長 結 城 章 夫 殿

(補助事業者)
住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者役職・氏名
電話番号

印

平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金
交付申請書 (共同開発支援事業)

平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱 (共同開発支援事業) 第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業区分
共同開発支援事業
- 2 事業内容
(添付書類)
事業計画書 (別紙1)
収支予算書 (別紙2)
申請者の概要書 (別紙3)
事業所開設に関する誓約書 (別紙4) (県外企業の場合のみ)

公益財団法人山形県産業技術振興機構
理事長 結 城 章 夫 殿

(補助事業者)
住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者役職・氏名
電話番号
印

平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金
事業計画変更承認申請書 (共同開発支援事業)

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり（経費の配分・事業内容・補助金額）を変更したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号及び平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金交付要綱（共同開発支援事業）第4条第2項の規定により申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------|-----|---|
| 1 | 補助事業に要する経費 | 変更前 | 円 |
| | | 変更後 | 円 |
| 2 | 補助申請額 | 変更前 | 円 |
| | | 変更後 | 円 |
| 3 | 変更内容 | | |
| 4 | 変更理由 | | |
| 5 | 添付書類 | | |
| | (添付書類) | | |
| | 事業計画書 (別紙1) | | |
| | 収支予算書 (別紙2) | | |
| | その他参考資料 | | |

(注) 添付書類の事業計画書及び収支予算書は、変更前後の明記・新旧対照表の添付等により、変更の内容を明確にすること

公益財団法人山形県産業技術振興機構
理事長 結 城 章 夫 殿

(補助事業者)
住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者役職・氏名
電話番号

印

平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金
事業中止(廃止)承認申請書(共同開発支援事業)

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記事業について、事業を(中止・廃止)したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号及び平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金交付要綱(共同開発支援事業)第4条第2項の規定により申請します。

記

- 1 中止(廃止)する事業名
- 2 理由
- 3 中止の期間(廃止の時期)

公益財団法人山形県産業技術振興機構
理事長 結 城 章 夫 殿

(補助事業者)
住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者役職・氏名
電話番号

印

平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金
事業遂行状況報告書（共同開発支援事業）

山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号及び平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金交付要綱（共同開発支援事業）第4条第3項の規定により補助事業の遂行について指示を受けたいので、下記のとおり補助事業遂行状況報告書を提出します。

記

- 1 予定期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった理由
- 2 遂行状況

公益財団法人山形県産業技術振興機構
理事長 結 城 章 夫 殿

(補助事業者)
住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者役職・氏名
電話番号

印

平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金
実績報告書 (共同開発支援事業)

このことについて補助事業が完了したので、平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金交付要綱 (共同開発支援事業) 第6条第1項の規定に基づき提出いたします。

(添付書類)
事業実績書 (別紙1)
収支決算書 (別紙2)

消費税額等確定報告書

年 月 日

公益財団法人山形県産業技術振興機構
理事長 結 城 章 夫 殿

(補助事業者)
住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者役職・氏名
電話番号
印

平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税額の確定報告書（共同開発支援事業）

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり消費税及び地方消費税額が確定したので、平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金交付要綱（共同開発支援事業）第6条第2項の規定により報告します。

記

- 1 補助金額（補助金額の確定の通知を受けた額）
円
- 2 補助金額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額
円…①
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円…②
- 4 補助金返還相当額（②－①）

公益財団法人山形県産業技術振興機構
理事長 結 城 章 夫 殿

(補助事業者)
住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者役職・氏名
電話番号

印

口座振込先
名 義
銀行 店
預金種目 預金
口座番号

平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金
概算払請求書（共同開発支援事業）

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定がありました平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう、平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金交付要綱（共同開発支援事業）第7条第2項の規定により請求します。

記

金 円

交付決定額	金	円
既概算払額	金	円
今回請求額	金	円
未交付額	金	円

公益財団法人山形県産業技術振興機構
理事長 結 城 章 夫 殿

(補助事業者)
住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者役職・氏名
電話番号

印

平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金
財産処分承認申請書（共同開発支援事業）

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金の補助事業として交付を受けた補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、同補助金交付要綱（共同開発支援事業）第9条第2項の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 種類・名称
- 3 取得年月日
- 4 所得価格及び時価
- 5 処分の理由
- 6 処分の方法

事業計画書

1 事業計画名

2 事業の概要

(1) 目的

(2) 事業により目指す成果

※ 具体的な成果を記載すること。また、本事業を通じて開発される製品や技術が具体的にイメージできるようにすること。

(3) 実施項目とその内容

※ 製品等の開発に向けた実施項目を列記するとともに、実施項目間の関連性も説明すること。また、実施項目ごとに具体的な内容を記載すること。また、複数年にわたる計画の場合には、実施項目に実施年度も付記すること。

(4) 事業期間

事業開始(予定) 平成 年 月 日

事業完了(予定) 平成 年 月 日

3 実施体制等

(1) 実施体制と役割分担（※山形大学を含めて記載すること）

(2) 本プロジェクトに関連する申請企業の実績やポテンシャルの説明

4 事業化計画

(1) 開発成果を活かして参入を目指す市場の規模や可能性

(2) 市場参入に向けた具体的な活動計画

(3) 事業化により本県産業の活性化に与える効果

① 付加価値額の向上への効果

② 雇用創出への効果

③ 上記①及び②を達成するための具体的な方策

※ いつまでに、どの程度向上させる計画か、具体的に数字で説明すること。

(添付書類)

共同開発及び事業化の工程表（任意様式。但し、表中に年次ごとの付加価値の向上や雇用創出の目標値を具体的に明示すること。また、事業計画書との整合性に留意すること。）

(記載に当たっての留意事項)

本様式については、A4版で作成し、可能な限り5ページ以内に収まるように調整すること。

収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

事業に要する経費	機構補助金	その他収入	自己資金

2 支出の部

（単位：円）

区 分	金 額	積 算 内 訳
山形大学に納付する 経費		
(1) 材料費・ 消耗品費		
(2) 光熱水費		
(3) 設備等使用料		
(4) 設備備品費		
(5) 外注加工費		
(6) 指導受入費・ 評価委託費		
(7) その他		
合 計		

※ 予算の場合は、上記経費の具体的な積算資料を添付すること（任意様式。設備等を購入する場合は見積書も添付すること。）。

※ 決算の場合は、上段に実施額、下段に予算額を括弧書きで記載すること。

申請者の概要書

1 企業名	
2 所在地	(本社) (県内事業所) ・ ・
3 代表者名	
4 設立日	年 月 日
5 資本金	円
6 従業者数	名
7 事業内容	① ② ③ ④ ⑤
8 その他	(1) 暴力団等に関係のないことの証明 当社(団体)の役員には、暴力団員及び準暴力団員はおらず、また暴力団の統制下にもありません。 (2) 国税及び地方税の滞納がないことの証明 当社(団体)は、直近3事業年度において国税及び地方税とも滞納しておりません。 本記載事項を証明します。 氏名又は名称及び 代表者役職・氏名 印

事業所の開設に関する誓約書

公益財団法人山形県産業技術振興機構
理事長 結 城 章 夫 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者役職・氏名

印

当社は、平成 年 月現在、山形県内に事業所（及び山形県有機エレクトロニクス総合支援事業（共同開発支援事業）を所管する事業所）を設置していないが、今般申請した山形県有機エレクトロニクス総合支援事業（共同開発支援事業）が採択され、補助事業が実施できることとなった場合には、平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業実施要領（共同開発支援事業）（以下「実施要領」という。）第3条第1項第2号の要件に従い、下記のとおり、山形県内に事業所を設置し、従業員3名以上を常勤させることをここに誓約する。

また、事業所の設置の要件をはじめ実施要領に定める要件を満たせなくなった場合には、社会通念上止むを得ないと認められる場合を除き、貴機構からの命令があった際には交付された補助金を返還する。

記

1 事業所の名称	
2 所在地	
3 開設等時期	(開設日) 年 月 日 (登記日) 年 月 日
4 常勤従業員数	人

事業実績書

補助事業者：
補助事業名：
事業実施期間： 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
補助金交付決定金額： 円
1 実施した補助事業の概要 【記載事項】 <input type="checkbox"/> 事業の概要を簡単に記載してください。
2 実施した補助事業の内容及び実績・成果 【記載事項】 <input type="checkbox"/> 共同開発の内容について具体的に記載してください。 <input type="checkbox"/> 実施内容に対して、実績・成果がどうであったか、当初の目的・目標を達成できたかどうかを具体的に記載してください。 <input type="checkbox"/> 当初申請時より経費に増減があった場合、その内容及び理由についても記載してください。 <input type="checkbox"/> 外部に委嘱（外注、技術指導等）した場合は、その内容及び外注先の企業名も記載してください。 <input type="checkbox"/> 特許又は実用新案の登録の出願をしているときはその状況を記載してください。